

東京都男女平等参画審議会
第3回総会

令和8年2月17日

生活文化局

1 日時

令和8年2月17日（火）午後1時01分から午後2時54分まで

2 開催方法

対面（オンライン併用）

3 会議次第

- (1) 開会
- (2) パブリックコメントの結果について
- (3) 答申案について
- (4) その他
- (5) 閉会

4 出席委員

石倉秀明委員、江崎さなえ委員、片岡弥恵子委員、かまた悦子委員、櫻井彩乃委員、
笹岡ゆうこ委員、佐々木珠委員、清水季子委員、高橋まきこ委員、高見具広委員、
田上皓大委員、名執雅子委員、根本勝則委員、濱田智崇委員、福田節也委員、
藤森和美委員、松田妙子委員、三木智有委員、矢島洋子委員、和地仁美委員、
佐光正子専門委員

(午後 1 時 0 1 分 開会)

○久松都民活躍支援担当部長 それでは、お待たせいたしました。定刻になりましたので、始めさせていただきます。

東京都男女平等参画審議会第 3 回総会を開会いたします。

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は事務局を担当しております、生活文化局都民活躍支援担当部長の久松でございます。

まず、本日の資料の確認をさせていただきます。

本日はペーパーレス会議のため、会場にお越しの委員の皆様には、お手元のタブレットの端末から資料をご覧いただきたいと思っております。紙資料もご用意しておりますので、必要な方はお申し出ください。

また、オンラインでご参加の皆様には、画面で資料共有いたしますが、事前に資料をお送りしておりますので、そちらもご参照ください。

本日の資料は、8 種類でございます。

続きまして、会場にお越しの委員の皆様に向けて、タブレットの使用方法をご説明いたします。タブレットの右上で「同期」と「非同期」を変更することができます。

「同期」が表示されている場合には、事務局の説明に合わせて資料が自動的に表示されます。「非同期」が表示されている場合には、画面にタッチして右から左にスライドしていただきますと、ご自身で確認したいページをご覧いただけます。

また、画面表示の大きさを変更したい場合は、画面にタッチした指を広げたり縮めたりしていただければ、拡大、縮小が可能です。ご不明な点がございましたら、職員にお声がけいただければと思います。

次に、本日の出席状況についてご報告いたします。

ご出席いただいております委員の方は、オンラインの方を含めて委員の皆様 20 名、専門委員の皆様 1 名、合計 21 名の皆様にご出席いただいております。

審議会運営要綱第 5 に定める総会の開会に必要な定足数である委員の過半数に達しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日、岸本委員、小林委員、坂上委員、土肥委員、納米委員、佐々木真紀専門委員の 6 名の方は、ご欠席となっております。

このほかの委員の皆様につきましては、進行の都合上、大変恐縮ですが、委員名簿を

もってご紹介と代えさせていただきます。

続きまして、都側の関係者ですが、事務局及び幹事として、関係局の職員も対面及びオンラインで出席しております。こちらにつきましても、幹事・事務局名簿に代えさせていただきます。

最後に、会議に当たりまして、ご留意いただきたい事項について申し上げます。

本日は傍聴の方もいらっしゃいますので、ご発言の際には、対面の方は挙手、オンラインの方は画面の挙手ボタンを押してお知らせいただき、会長の指名を受けてからご発言いただきますようお願い申し上げます。

なお、オンラインで画面が映らない、音声聞こえない等、問題が発生した場合は、一旦、会議から退出していただき、再入室を試みていただければと思います。

また、ハウリングや雑音防止のため、発言以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、進行は清水会長にお願いいたします。

○清水会長 皆様、こんにちは。清水でございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、まず審議に入る前に、審議会の公開について確認させていただきます。

運営要綱第11では、公開で行うものとする定められております。ただし書により、一部非公開の取扱いとすることもできますが、このまま公開で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○清水会長 それでは、このまま公開で進めさせていただきます。

次に、議事録の扱いについてですが、これについては事務局から説明があります。

久松部長、お願いいたします。

○久松都民活躍支援担当部長 議事録は全文、氏名入りでホームページで公表したいと存じます。

議事録の作成方法ですが、事務局で議事録案を作成し、発言者の皆様にご確認をお願いしまして、最終的な確認は、会長にご一任ということにさせていただきたいと思っております。

なお、個人情報に関わる事項等がある場合は、発言者及び会長とご相談させていただきたく存じますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは、以上です。

○清水会長 ありがとうございます。

議事録の取扱いについて、事務局の提案どおりでよろしいでしょうか。異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○清水会長 ありがとうございます。

それでは、次に移らせていただきます。次第の2と3について、まとめて審議に入りたいと思います。

審議に当たって、報告事項及び審議事項について事務局及び各部長からご説明をお願いいたします。

まず、吉浦部長、お願いします。

○吉浦働く女性応援担当部長 吉浦でございます。

資料3に基づきまして、東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例につきまして、ご報告をいたします。

初めに、策定の趣旨についてでございます。

都は、平成12年に男女平等参画基本条例を制定し、社会のあらゆる分野の活動に男女が等しく参画できるよう施策を展開してまいりました。この間、女性の大学進学率や就業率は上昇し、結婚、出産を経た後も働き続ける女性は増加いたしました。一方で、雇用・就業分野におきましては、いまだに様々な場面で、女性はその個性や能力を十分に発揮できていない状況でございます。

こうした状況を踏まえまして、新たに策定した条例では、雇用・就業分野において、女性が個性や能力を發揮できる環境の整備について基本理念を定めること。都、事業者、経済団体、そして都民の責務を明らかにし、事業者の主体的な取組を後押しすること。そして、持続可能で性別に関わりなく誰もが生き生きと暮らす社会を目指していくことを策定の趣旨としております。

続いて、基本理念についてです。

基本理念では、女性が活躍できる環境の整備は、女性の選択肢を拡大するだけでなく、事業活動における新たな価値の創出・特定の性別に偏ることにより生じ得るリスク回避につながるものであること。女性が活躍できる機会を阻むおそれがあるとの認識の下、性別による無意識の思い込みの解消に向けて、社会全体で取り組んでいくこと。就業者の家庭生活と職業生活の両立に関しては、本人の意思が尊重されるべきであることを定

めております。

最後に、条例で定める各主体の取組についてでございます。

都に関しては、女性が活躍できる環境の整備に必要な情報提供や啓発、相談等を実施すること。条例に関する指針を策定すること。国や区市町村との連携に努めること。取組状況調査を実施し公表すること。都が率先して取り組むことなどを定めております。

事業者に関しては、特定の性別に偏らない組織づくりの推進や、就業者に係る男女間の格差の解消、女性特有の健康課題への配慮などに主体的に取り組むほか、優越的な関係を背景として、女性の尊厳を傷つける行為を行わないことなどを定めております。

経済団体に関しては、所属する事業者などに対し、女性が活躍できる環境の整備に関する取組を促進することなどを定めております。

都民に関しては、性別による無意識の思い込みについての関心と理解とを深め、雇用・就業分野における女性の活躍を推進することなどを定めております。

施行は、令和8年7月1日でございます。

大変雑駁ではございますが、以上で説明を終わります。

○清水会長 ありがとうございます。

平澤課長から、続いてお願いします。

○平澤男女平等参画課長 男女平等参画課長の平澤でございます。

私から、資料4及び資料5につきまして、説明をさせていただきます。

まず、資料の4に基づきまして、パブリックコメントの結果について説明をいたします。

資料の上段にございますとおり、意見募集の期間は令和7年11月17日から12月19日まででございます。

寄せられた意見の総数は212件ございまして、内訳は表にお示ししておりますとおり、第1章が48件、第2章が41件、第3章が120件、その他が3件というところでございます。

この件数に関しましては、都民等から提出いただいた意見の数そのものではなく、内容に応じて章ごとに分類をいたしまして、その結果の数でございます。お一人の方から二つの章に対する意見をいただいた場合には、それを2件とカウントするような形になっております。

次のページからは、章ごとに意見を記載しておりますが、明らかな誤字や脱字がない

限り、できる限り原文のまま記載しております。

このページから、「第1章 東京都の男女平等参画の現状と課題」に対する意見でございます。

本日は時間に限りがございますので、幾つかの意見をご紹介します。

一番上の意見でございますが、こちらは、女性だけでなく、男性の差別などにも着目すべきという意見でございます。同様の意見は、この後のページにも複数あったところがございます。

続きまして、少し飛んで4ページをお願いいたします。

この4ページの一番上の意見の行の右側でございます。数字や枠組みなどの見えるところばかりを捉えるのではなく、なぜそのような結果になったのか、背景や必要な支援を具体的に計画に盛り込むべきというような意見があったところがございます。

続いて、8ページをお願いいたします。

8ページの一番上でございますが、中間のまとめにおいて、配偶者暴力対策を重要な柱として位置づけ、切れ目のない支援を強化するという方向性については、被害者の安全と尊厳を守る観点から適切であると評価するという意見がございました。

続いて、10ページをお願いいたします。

10ページは、上から三つ目の意見でございますが、データは豊富に見えるが、「背景」「原因」「東京都独自の事情」という点が分析不足に見えるというような意見もあったところがございます。

続いて、14ページをお願いいたします。

一番上の意見でございますが、生活時間につきまして、女性の負担が重い現状を可視化し、是正する方向性については賛成であるが、男性側が家事・育児・介護に参画したくても、参画できない構造もあるというような意見がございました。

続いて、19ページでございます。

この19ページからは、「第2章 総合計画改定にあたっての基本的事項」に関する意見でございます。

計画の位置づけにつきましては、一番上の意見にございますとおり、法体系の説明が複雑で都民には理解しにくいので、図解などで分かりやすくすべきという意見があったところがございます。

続いて、22ページをお願いいたします。

こちらのページの上から四つ目でございます。数値目標に関する意見でございますが、EBPMの観点から設定根拠を示して、目的に合致する目標であることを示す必要があるというような意見がございました。

続いて、25ページをお願いいたします。

こちらのページの上から三つ目、東京ウィメンズプラザに対する意見でございます。

こちらは、何が足りないから、どういった機能を強化するのかといった具体的な記載をする必要があるという意見があったところでございます。

続きまして、30ページをお願いいたします。

この30ページからが、「第3章 次期総合計画に盛り込む政策の方向性」に関する意見でございます。

今回は、計画そのものではなく、計画改定に当たっての基本的な考え方に関する審議会の検討状況の中間のまとめということで、パブリックコメントをしたところでございますが、このページの二つ目でございますとおり、具体的な施策の提示がないといったような意見も見られたところでございます。

では、次のページ、31ページをお願いいたします。

ここの31ページからが、第3章の第1項「～自分らしく生きていく～自らが希望する生き方を選択できる社会を目指して」という項目に対する意見でございます。

上から二つ目の意見でございますが、ライフイベントやライフステージに応じた支援は重要であるということ、また、男女双方からも支援を強化すべきというような意見があったところでございます。

次のページ、32ページをお願いいたします。

こちらのページの上から二つ目でございます。女子の理工系進学割合の低さというのは、進路選択の段階より前に形成される「無意識の思い込み」に強く影響されると感じるということで、志望→受験→進学→就職の各段階で、女子の選択肢を広げる仕組みを検討いただきたいというような意見もございました。

次のページ、33ページをお願いいたします。

上から二つ目の意見でございますが、男性の家事・育児・介護参画を促すだけではなく、可能にするような政策、テレワークなど、そういったものを計画の中核に位置づけることを求めるという意見がございました。

また、このページの一番下でございますが、女性の健康支援を強化しつつ、男性や多

様な性の健康課題も「排除しない」書き方を求めるという意見もございました。

続きまして、37ページをお願いします。

このページからが、第3章の第2項「～女性がいきいき働ける～雇用・就業分野における女性活躍の促進」に対する意見でございます。

こちらでは、一番上の意見のように、東京都において昨年末に制定した、東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例案、こちらにつきまして、条例そのものに対する意見や、制定に向けて都議会で行った議論に関する意見などが多く見られたところでございます。

40ページをお願いいたします。

このページの一番上の意見でございますが、アンコンシャス・バイアスの解消という表現に関する意見というものがございました。

続いて、44ページでございます。

上から3番目の意見でございます。都が進めようとしている男女平等参画社会の実現には、より実効性のある取組が必要といった意見がございました。

続いて、47ページをお願いいたします。

ここからが、第3章の第3項「～ささえる、ひろめる～男女平等参画を阻む意識改革や環境整備」に対する意見でございます。

このページの上から3番目、意識改革が必要と都が考えることは否定しないが、その考えを都民に強制するような施策とならないよう、最大限の注意を払うことを勧めるといった意見があったところでございます。

次のページ、48ページをお願いいたします。

上から三つ目の意見でございます。マインドチェンジに関する点について、教育や広報活動が不可欠であるが、学校教育や地域社会、企業といった横断的な領域でのアプローチが必要という意見がございました。

次のページ、49ページをお願いいたします。

一番下の部分、「社会のマインドチェンジ」というところでございますが、この表現を「男女平等参画の実現に向けた広報活動」に変えてはいかがかというような提案の意見があったところでございます。

そのほかにも、個人の思想や良心の自由を侵害することに関する懸念の意見があったところでございます。

続いて、53ページをお願いいたします。

上から四つ目の意見でございますが、安心して暮らせる環境づくりの視点では、電子機器を利用した盗撮など、新たな犯罪形態に対応した取組を迅速に実施してほしいといったような意見がございました。

次に、56ページをお願いいたします。

ここからは、第3章の第4項、配偶者暴力に対する意見でございます。

ここでは、一番上の意見にありますとおり、男性被害が存在するということの明記を求める意見がございました。この後のページにも出てまいります。中間のまとめにおきましては、「配偶者暴力の被害者は、多くの場合女性であり」という表現がございまして、そちらに対する意見が多かったというところでございます。

では、次のページをお願いいたします。

こちらのページは、一番下にございますとおり、加害者に対する教育研修プログラムを求めるといった意見があったところでございます。

続いて、60ページをお願いいたします。

こちらのページ、一番上のところでございますが、被害者の安全確保と切れ目のない支援、トラウマインフォームドケアを推進、これを重視するという方向性に賛成する一方で、DV支援の枠組みが社会的に信頼され、真の被害者が適切に守られるためには、「虚偽の申告」や「制度の悪用」が疑われるケースを課題として位置づける必要があるといった意見がございました。

資料の4の説明は、以上でございます。

続いて、資料5につきまして説明させていただきます。

資料の5でございます。こちら、資料の上段の囲みの中に三つのポツを書いておりますが、二つ目のポツにございますとおり、今ご説明いたしましたパブリックコメントの各意見に対しまして、1月30日に男女平等参画部会と配偶者暴力対策部会を合同で開催いたしまして、これらの意見を答申にどのように反映するかといったところをご議論いただいたところでございます。その議論の結果を踏まえて、この後にご説明いたしません、答申案を作成してございます。

また、三つ目のポツにございますとおり、本日の総会で、その答申案についてご議論いただきまして、その結果を踏まえて答申を確定いたしまして、3月中に知事に対して答申をいただく予定としてございます。

資料の下段の部分のパブリックコメントの結果については、先ほどご説明したとおりでございます。

資料4、5の説明は以上でございます。

○清水会長 ありがとうございます。

それでは、部会の状況と答申案についてのご説明をお願いしたいと思います。

まず、男女平等参画部会、矢島部会長様、よろしくお願いします。

○矢島委員 ありがとうございます。矢島です。

総合計画の改定に向けた男女平等参画部会での検討状況について報告させていただきます。

部会は1月30日に、男女平等参画部会と配偶者暴力対策部会とが合同で開催されました。

私からは、部会での議論を踏まえた基本的な考え方をお伝えし、部会での議論を踏まえて作成した答申案については、事務局から説明させていただきます。

基本的な考え方ですが、今回、多くのパブリックコメントを寄せていただきまして、そのことについては、まず、部会メンバーの皆様は、こうした意見を真摯に受け止めて、反映させていく必要があるということで意見が一致しておりました。

全体としては、基本的な方向性を大きく変更する必要はないと考えられますが、一部に、男女平等参画社会の理念や総合計画の必要性そのものに疑問を呈するようなご意見もありましたことから、こうしたことに関する理解を一層丁寧に、今後、普及していく必要があるのではないかとといったことも、問題意識としてあげられました。

特に男性への配慮がより必要ではないかとか、女性を優遇しているのではないか、こういったことについて、先ほどもご紹介がありましたけれども、かなり多くの意見が寄せられたところです。これについて、男女平等参画の前提となる考え方、こうしたものについて共通認識がまだ得られていないのではないかと考えられます。

あくまで、最終的な目標は、全ての都民が性別に関わりなく個人として尊重されて、男女が対等な立場であらゆる活動とともに参画し、責任を分かち合う「男女平等参画社会の実現」にあること、これを改めて明示することが必要であるということです。

ただ、今回の計画の中で、特に雇用分野などは、タイトルが条例などと連携して女性活躍という打ち出しになっているので、どうしてもそういった印象が強くなっているかと思われます。その辺りについては、今後、施策の中身などでしっかりと説明してい

くことが大事ではないかと考えられます。

また、女性を優遇しているといった点ですけれども、男女平等参画社会を目指すに当たって、現時点で男女間の格差が見られて、その背景として、あからさまな差別的な制度ではなくても、これまでの経緯から、慣習であるとか、ルールであるとか、そういったところにまだ課題があるというような状況の中で、いわゆるポジティブ・アクション、積極的な改善措置として女性のみ介入するというのが、まだ必要はあるということは間違いなくありますので、これ自体は否定されるべきではないと考えております。

ただ一方で、多くの施策は、男女双方を対象としたものであると。女性が活躍できない社会、組織の問題とは何なんだろうかと、それを追求していった結果としての施策は、男女双方を対象とした働き方や社会のルールなどの問題になっていっているんだという、その辺りはしっかりと理解していただくよう、説明していくことが必要ではないかと思えます。

また、男女間の格差が見られるのは、雇用、就業の分野のみではなく、様々な分野、領域があると考えられるので、都には引き続き分析を進めていただき、施策を検討していただきたいということです。

それから、無意識の思い込み、アンコンシャス・バイアスについても、先ほどご紹介いただきましたけれども、多くの意見が寄せられました。これについては、自身の価値観や思想に踏み込まれるのではないかとといった懸念、そういった何か強制されるのではないかとといった懸念が多く表明されています。

アンコンシャス・バイアスというのは、言葉がやや独り歩きしがちなところもあるので、表現について丁寧に説明する必要がありますし、また一方で、アンコンシャス・バイアスと言いながら、ジェンダーの場合は、固定的な性別役割分担意識の解消といったところが大きなテーマだったりもしますので、そういうところもしっかりと説明していきながら、固定的性別役割分担意識の解消、アンコンシャス・バイアスの解消といったことがなぜ必要なのか、それと、意識そのものを変えるというよりも、実際に男女平等参画社会や男女平等参画が可能な組織をつくろうとしたときに、個々の無意識の思い込みによって、行動や言動にそれが出てしまったときに、結果として、本来目的としている男女平等な組織社会をつくることに反するような行動になってしまう、そのことに気づきましょうということが一番大事なことなので、そういったことへの理解を促進する必要があるのではないかとということです。

ほかにも、今日、全部はご紹介し切れませんが、パブリックコメントの中に非常に具体的な施策の提案なども多くありましたので、都としては、これらの意見を整理、検討した上で、今後の取組に反映していただきたいと考えております。

また、このほかにも、部会であった議論について幾つかご紹介しますと、東京都の現状と課題、この点については、東京都の取組が全国に影響を与えることも考慮し、しっかりと分析して、背景としての構造や東京都独自の実情等を示しつつ、理解を求めていく必要があるということです。これらは、以前にも男女平等参画部会でも委員の方から出ていた意見で、パブリックコメントにもありましたので、いま一度、必要性を確認したところです。

それから、法体系や様々な他の計画があり、それらの関係性が複雑になっているため、多くの人に理解を求めていくといった観点からも、経緯や用語も整理して、計画そのものを分かりやすくして、都民の理解を求めていく必要があるということです。

3番目に、民間団体との連携と言われる一方で、民間団体が不足している現状があるということで、時代によって変わる様々な課題、問題に寄り添う民間団体の活動は非常に重要であるので、それらをしっかりと下支えして、単に連携しましょうというよりも、都としてしっかりとそうした活動や団体を支え、民間団体が活躍しやすい環境を整えていく必要があること。こういったような議論がなされました。

私のほうでも、この次の、これからの10年間、男女平等参画の推進という、国のほうでも法律、女活法が改定されますけれども、その中では、構造的に捉えて問題を解決していくということがより重要になってくると思いますので、今回のご意見の中にもありましたけれども、そうした視点で進めていくことが必要かと思います。

また、今回のパブリックコメントは、あくまで中間報告で方向性を示して、そこにご意見を求めていたんですが、何を提示して、どのような意見を求めているのか、こういったこともしっかりと示して、都民の方がこの段階ではどんな意見を言うべきなのかということを知りやすくする、こういったことも今後、さらに工夫が必要なのではないかと考えられます。

私からの説明は、以上です。

○清水会長 矢島部会長、丁寧なご説明をありがとうございます。非常に多くの意見が寄せられて、それに対して真摯にご議論いただきまして、ありがとうございます。

それでは、続きまして、配偶者暴力対策部会、藤森部会長様、お願いいたします。

○藤森委員 ありがとうございます。藤森からご報告させていただきます。

配偶者暴力部会は、1月30日に男女平等参画部会と配偶者暴力対策部会とが合同で開催されました。私からは、配偶者暴力対策に関する点をお伝えし、部会での議論を踏まえて作成した答申案については、事務局のほうからご説明させていただきます。

基本的な考え方といたしましては、今回の政策のうち、配偶者暴力対策については七つの柱を基本とした構成とし、それを大別して、一つは切れ目のない支援体制の整備、二つ目は関係機関の連携、人材育成などいたしました。全体としては、この基本的な方向性を大きく変更する必要はないと考えております。

これは第6期でも言われていたことなのですが、切れ目のない支援体制の整備というのは、自分の担当したところで支援が終わりかということ、そうではなくて、次のステージに移ると、また次の支援が移るといようなことが必要になるので、連続した支援がきちんと被害者の方に受けもらえるような整備が必要だということです。

もう一つは、関係機関の連携・人材育成等ということで、現場で働いていらっしゃる方たちの、NPOも含めて、民間団体からのご意見としては、スタッフの参加者の高齢化の問題が深刻になってきていて、若い人たちの流入がなかなかキャッチできないというところに課題があるというようなご意見もございました。

ですから、広く、この活動は平成15年から注目されてきたわけですが、人の流れというか、人材の確保というのはNPOの中でも大事になっておりますし、今度は行政等の中で相談員の確保といったときに、やはり相談員さんの収入、賃金が非常に安いということで、優秀な人材をキャッチしにくいところというのは、問題になってきているというところでした。

そういう中で、人材育成をしていくということと、その連携を強めていくという、総合的なアプローチが必要だというふうに考えています。

次に、支援に当たっては、トラウマ体験を理解した支援ということで、トラウマインフォームドケアの考え方を取り入れ、安心感・安全感を高めるアプローチが必要だということですね。

この考え方は米国から来たものですが、逆境的小児期体験の研究結果から一つの知見が得られております。要するに、小さい頃、乳幼児も含めて、思春期、青年期にかけてトラウマティックな体験をした、もちろん虐待も含めてなんですけれども、その中には、夫婦間暴力のDV家庭の中で育ったということも大きなトラウマになり得る。そういう

トラウマ体験をした子供たちは、神経発達及び身体的健康にダメージを負ってしまうということが現在の医学研究では分かってきています。

それが、発達していくときに、認知発達ですとか、社会的行動とか、学習面とか、様々なところで不適応を起こしてしまっていて、身体的な健康、フィジカルな健康にも害を及ぼすということが分かってきています。

そしてその結果、ドラッグや問題行動に移行してしまう。逆境的小児期体験を体験した人は健康を害しやすく、しかも治りにくく、重篤化しやすい、又はいろいろな社会的な逸脱行動をしてしまっていて、自殺などにも陥りやすいということが分かってきて、長生きができないという研究結果があるんですね。

そのことをベースに、トラウマインフォームドケアという考え、私たち支援者や社会で被害者たちを見守る人々は、社会一般の人々も含めて、この人はもしかしたら、今のトラウマ体験だけではなくて、過去にトラウマ体験を幾つも重ねているかもしれないという視点を常に持たなければならないんだ、そのことによって、二次被害を防ぐことができ、その人の真のケアに目が向けられるんだという考え方が、トラウマインフォームドケアという考え方です。

これを、もちろん支援者だけではなくて、学校教育場面であったりとか、社会福祉場面であったりとか、様々な人たちがそのことを理解して、支援をしていくことが必要だという考え方です。これを具体的な施策につなげていっていただきたいということを提案いたしました。

パブリックコメントへの対応でも、このトラウマインフォームドケアの視点は非常に有効だというふうに評価をいただいております。

先ほどの議論とつながりますが、配偶者暴力の被害者は多くは女性でありというところに批判的なご意見をいただきました。

これは、配偶者暴力は確かに性別を問わず存在するものです、男性も被害者になるし、女性も被害者になる。どちらの性別の被害者の数が多いかというよりは、配偶者暴力自体が力の支配による暴力なんだというところを考えていけば、その性別を超えて、背景を超えて考えることができるというふうに捉えております。この点については明示して、新たな文章に書き換えたいと思っています。

このほか、寄せられた様々なご意見は、具体的な施策に反映できるようにしてほしいということを考えております。

以上です。

○清水会長 藤森部会長、ありがとうございました。いろんなパブリックコメントをいただいたものを丁寧にご議論いただきまして、今後の進め方も含めて、非常に深い示唆をいただいているというふうに思っております。ありがとうございました。

では、事務局から、答申案についてご説明をお願いします。

○平澤男女平等参画課長 それでは、事務局から答申案について説明いたします。

今回、資料に関しましては、中間のまとめから変更した点を赤い文字で記載してございます。本日は、この主な変更点について説明させていただきます。

「はじめに」という部分でございます。こちらは、下の二つの丸の項目について変更をしております。

下から二つ目に関しましては、中間のまとめに対してパブリックコメントをいただいたというところございまして、今回、答申を作成したというところで、フェーズが変わっておりますので、その変更というところを反映しているところでございます。

また、一番下の丸に関しましては、答申を踏まえて、東京都が男女平等参画社会の実現に向けて着実な施策の実施を求めるといふ、清水会長からのご意見というような記載をさせていただいているところでございます。

次のページ、こちらが目次でございまして、さらにその次のページ、1ページ目でございます。

この1ページ目には、「第1章東京都の男女平等参画の現状と課題」の中の、第1項の「男女平等参画社会をめぐる現状の認識と課題」に関する記載がございました。こちらは、下の部分の2点を変更しております。

下から2点目の部分に関しましては、こちらは、先ほどもございました、女性活躍の条例が制定されたというところで、中間のまとめの段階では制定予定といったところが、制定されたというところでフェーズの変更を反映しているところでございます。

一番下の白丸に関しましては、先ほどもございましたとおり、男女平等参画社会の理念というものを、改めて丁寧に記載を追加したというところが変更点でございます。

続きまして、4ページをご覧ください。

4ページの一番下の部分でございます。「④生活時間」の部分でございますが、中間のまとめを公表した時点ではまだ未公表でございました、今年度の家事・育児関連時間の調査結果を反映したものでございます。令和5年度の調査結果と比較いたしますと、

男女差が1時間以上縮小したというところと、次のページのところでございますが、女性の満足度というものが大きく向上したというのが、今年度の調査結果でございますので、そちらを反映したところでございます。

続いて、9ページをご覧ください。

9ページの中段の部分でございます。5番の「東京ウィメンズプラザの機能強化や様々な主体との連携強化」の部分でございます。

今年の1月に内閣府から、「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン」というものが公表されました。そのことをこちらに反映したところでございます。

続きまして、11ページをご覧ください。

11ページ、上段の部分は、第3章の2項の「～女性がいきいき働ける～雇用・就業分野における女性活躍の促進」、この項目でございますが、こちらについては2点を変更してございます。

一つ目の変更に関しましては、先ほどもございましたが、女性活躍の条例が制定されたというところで、そちらのフェーズの変更というところと、条例の趣旨というところを少し丁寧に記載しているというところでございます。

また、その下の二つ目の白丸の部分でございますが、こちらの中では、その条例の理念というところに触れまして、雇用・就業分野において男女間の格差が見られる現状では、女性への活躍を推進する意義があり、様々な取組を通じて、男性も含めた全ての就業者の雇用環境の改善が図られることを期待するというような審議会としての意見を追記したところでございます。

また、このページの下の部分、第3項の「～ささえる、ひろめる～男女平等参画を阻む意識改革や環境整備」という部分でございますが、こちらは、(1)のタイトルを、これは社会のマインドチェンジでございましたが、それを「男女平等参画社会の実現に向けた広報・啓発活動」というような記載に変更いたしました。

また、その下の白丸でございますが、「無意識の思い込み」の前に、「固定的な性別役割分担意識の解消」という言葉も追記したところでございます。

次のページ、12ページをお願いいたします。

配偶者暴力対策でございます。こちらは、先ほど部会長からのご説明もございましたが、「配偶者暴力の被害者は多くの場合女性であり」という表現に対する意見が多くご

ございましたので、この表現を変更いたしまして、配偶者暴力の様々な形態や発生する背景として、加害者と被害者との経済力や社会的地位等に関する格差があるというような説明の記載に変更したというところでございます。

答申案の説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○清水会長 ありがとうございます。平澤課長、ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局及び各部会長様からの説明を踏まえまして、ご意見をいただきたいと思います。挙手をいただいて、オンラインの方も挙手マーク等をいただければと思います。

では、高橋委員、お願いします。

○高橋委員 都議会議員の高橋まきこです。それぞれのご報告もありがとうございました。

意見の傾向も踏まえまして、既に答申案に含まれている要素もございますが、大きく2点、言及させていただきたいと思います。主には要望となります。

1点目が、東京ウィメンズプラザについてですけれども、名称やその在り方の検討について必要があると考えておりますので、私からは要望させていただきたいと思います。

今回、ご提示いただいた国のガイドラインにおきましても、センターは男性や若年層を含め、地域の多様な住民が参画し、男女共同参画を進める拠点となることが重要であるというふうに明確に書かれております。

私もいろいろな方々に、ウィメンズプラザに行ったことがあるかとか、こういった情報発信している場所があるというふうにご説明したところ、やはり行ったことがないとか、ちょっとハードルを感じるというふうに返答をいただいた方々が、男性と高校生世代をはじめとする若年世代だったという経験がございます。

そうした方々も心地よく集えるような場所となることが、まず施設としては重要で、その先に相談があると思いますので、この点については、名称変更を含め在り方の検討を要望したいと思います。

もう1点が配偶者支援で、丁寧なご報告もありがとうございました。配偶者の暴力対策については、2点重要だと思っております。

まず、総じまして、家庭の中のことを相談しにくいという文化や風習というのは、依然として残っていると感じますので、安心して家庭の中のことも相談できる環境整備が重要だと思っております。

まず、1点目については、今回、答申でもいただいておりますが、男性も相談しやすい

仕組みの検討というのを進めていく必要があると思っております。私の地元、中央区でも、男性相談を始めておるんですが、件数には課題がある状態が続いていまして、身近な方々も、やはり相談しにくいという男性からの声も多く、浸透が困難な特性があることだと思っております。加害者支援も含めまして、総合的な取組をしていくことが予防のためには必要だと思っておりますので、被害者のみならず、加害者も含めた男性相談が浸透するというこも、取組を強化する必要があると思っております。

もう1点が、心の暴力も相談してよいのだというメッセージについても伝えていきたいと思っております。モラハラを含めまして、性別を問わず、心への暴力を相談していいのだということです。

一例ではございますが、夫から妻や子に対して、私の身近ですと、子供の習い事とか、部活について、妻や子の意見を聞かずに、何の意味もないからすぐやめろとか、そういった発言というのは常態的に、残念ながら私のママ友の間では続いています。こうしたことは被害と認識しづらけれども、確実に心が傷ついている子供や、はっきり申し上げると、女性がいるという状態です。

次の計画改定では、被害の予防を実現できるような内容となるということを目的としまして、以上を要望させていただきます。お願いいたします。

○清水会長 高橋委員、ありがとうございます。非常に具体的なご要望をいただきましたので、検討してまいりたいというふうに思います。ありがとうございます。

それ以外の皆様、いかがでしょうか。どうぞ、かまた委員。

○かまた委員 様々なパブリックコメントのある中、このようにまとめていただきまして、本当にありがとうございます。

私たちは、全ての都民が性別に関係なく、男女が平等に参画できる社会を、ということをおっしゃっているよということは、当たり前だと思っておりますけれども、やはり生活している方々の置かれた立場によっては、そこがなかなか伝わらないんだなということをお聞きしました。

なので、この答申案の中にも2か所ほど、そこをはっきりと明記していただいたのは、本当にありがたかったなと思っておりますので、計画をつくる際にも、そこをあえてちりばめるということも必要かなと思っておりますので、計画をつくる皆様には、ぜひお願いしたいと思っております。

あともう一つ、計画をつくるときに、これも要望なんですけれども、3章の環境整備

の「安心して暮らせる環境づくり」のところで、「痴漢をはじめとした犯罪・迷惑行為防止」というふうに書いていただいているんですけども、例えば性被害とか、配偶者以外の暴力とか、具体的に明記していただけたらなと思います。

このような被害を訴えてきている方の中に、そこの視点にスポットが当たっていないというふうに感じている方がいますので、ぜひ具体的に明記していただければと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○清水会長 かまた委員、ありがとうございました。おっしゃるように、パブリックオピニオンをいただいて、当たり前と我々が思っていることを、しっかりと書き込んでいくということが大事だなと私自身も思いました。ありがとうございました。

江崎委員、よろしく願いいたします。

○江崎委員 すみません、本日はありがとうございました。参政党の江崎さなえと申します。

私は、この答申案の中の、まさにこの間できました、女性活躍推進条例について記載いただいていると思うんですけども、この文言を変更していただきたいなという要望がございます。

というのも、この条例の目指すところというのは、事業者の主体的な取組の促進及び性別による無意識の思い込みの解消に向けた取組を行うことによって、持続可能な性別に関わりなく誰もが生き生きと暮らせる社会を実現するというところで、都民や事業者にも努力義務を課すということが今回の条例の大きな意義であり、目的なんですね。

なので、この文章を読んでいると、混じってしまって分からないんですね。全体的な、上位法令である女性の職業生活における活躍推進に関する法律と今回の女性活躍推進の内容が混じっていることによって、混同されてしまって、これが冊子になったときに、受け手に間違った解釈をされかねないですし、私たち参政党としては、前回の定例会でも言ったように、そもそもですが、無意識の思い込みというものを、誰が、どのタイミングで、どう判断して、その思い込みは本当にその方によって無意識に思い込まれていることなのか、それとも、そうじゃなく、固定的な今までの経験から得た思い込みなのかということ、誰が、どの基準で、いつ判断できるか分からないというところに大変危惧を持っておりますし、この条例に関しては、法律家による審査も行われていないということが明らかになっておりますし、行政文書の開示請求を行ったところもそのような検証をされていなくて、どの程度解消しなければいけないかといったところが全く都

庁の中においても話し合われていないというところに本当に危惧しておりまして、また、ガイドラインもできていない中、こういったことを先に書いてしまったら、結局、都民がこの条例によって何をしなければいけないかということが分からないまま、こういった次の答申に書かれてしまうということに対して、私たちは会派として懸念を持っておりますので、ぜひ、今、ここを拙速に書かれるのではなくて、ガイドラインがしっかりとできて、この条例がどういうことをしなければいけないかというものができてから、ここの文章に載せていただきたいなというところが我々の要望でございます。以上です。

○清水会長 江崎委員、ありがとうございます。具体的なご指摘については、場合によっては、後ほど、事務局のほうからもご回答させていただきますが、ご要望は承ります。ありがとうございます。

じゃあ、笹岡委員、お願いします。

○笹岡委員 取りまとめ、ありがとうございます。パブコメもたくさんある中で、目を通させていただきまして、様々なご意見があるなというふうに思っておりました。

私からは、まず感想が一つなんですけれども、アンコンシャス・バイアスについては、私の大変個人的な経験なんですけれども、中高と女子校で過ごしまして、社会のアンコンシャス・バイアスと隔離されたところで生活をしておりまして、社会に戻ったときに、非常にそこで大きな壁を感じたことがございます。

なので、それは何か、外れて、戻ってきたからようやく分かった部分もあるのかなというふうに思っておりますので、なかなか言語化が難しい部分ではございますが、しっかりと触れられていることがいいなというふうに思っております。

2点、要望がございましたが、長時間労働についての記載でございます。前回のこの審議会で、長時間労働の記載の提案をさせていただきまして、割と皆様の流れとしても、構造的な課題だよなというふうになったと思ったんですけれども、それから先に、長時間労働という記載がないということは、私は、まだ課題なんじゃないかなというふうに思っております。

パブコメの中でも、長時間労働に触れたものが14件ございました。やっぱり問題を構造的に捉えることが必要であるといったご指摘がある中で、長時間労働という言葉が入らないのは、私は、これは時代とずれてしまうんじゃないかなというふうに思っております。

女性が優遇されることで男性が差別される、そういった懸念ではなくて、男性の長時

間労働も解放していかなければ、結局は女性のキャリア形成も阻まれますし、男性が家事をやりたいといっても、実際に物理的にいないわけですから、非常にそういった構造的な課題があるということは、これは、男性とか女性というものを越えて、日本の社会の問題だと思っております。

令和7年度の内閣府が出しました男女共同参画白書を見ましても、長時間労働については4か所記載がございまして、第二分野のところ、雇用等における男女平等参画の推進と、仕事と生活の調和というタイトルの部分でも、ワーク・ライフ・バランスの実現のための長時間労働是正といった表題がついているぐらい、きちんと取り上げてありますので、私は、今この改定をつくっているところなのであれば、ここはしっかり言及していくべきではないかなというふうに思っております。東京都だから、この働き方の見直しに向けた企業への働きかけとか、様々な動きができるんじゃないかなというふうに思っておりますので、ご検討いただきたいというふうに思っています。

もう1点、ウィメンズプラザについては、皆様のご指摘の方向性と私も全く同じでございすけれども、議員ですので、自治体から聞いている意見を言わせていただきたいと思えます。

各自治体も男女平等とか、相談の窓口というのはつくっていると思うんですけれども、私の武蔵野市にもしっかりとつくっておりますけれども、やはりそこに男性のご相談というのは、女性よりもまだ数が少なくなってしまうといったこともある中で、やはりこれは東京都としての広域の力を発揮できる分野だと思っております。

自治体がそこまで、例えば男性の相談員を、時間もちゃんと用意してやるといったことがなかなかマンパワーも足りない、できないという中で、しっかりと男性の相談が受け付けられるように、お応えができるように、広域自治体がしっかりと役割を果たしていくということが大切なかなと思っておりますので、この記載されています、東京ウィメンズプラザの機能強化といったところは、とても大切なことだと思っております。

私からは、すみません、要望というより意見でしたね。長時間労働のことでした。以上です。

○清水会長 ご指摘をありがとうございます。前回そういう議論があったというのは、私も記憶しておりますし、先ほど矢島部会長さんもおっしゃってましたけれども、そこに向かってゴールは共有していて、そこはある意味で男性も女性も働きやすい環境を整えるということだと思っておりますので、そこに向かっていく過程での今回の答申の内容を、そ

こを見失わないように、男性の働き方ももちろん視野に入れて、政策を進めていくというところでやっていきたいなというふうに思っております。ありがとうございました。

オンラインで三木委員が手を挙げていらっしゃると思いますので、お願いいたします。

○三木委員 ありがとうございます。NPO法人 t a d a i m a の三木と申します。

私からは、家事シェアを広めるという立場から、意見を述べさせていただきたいと思っております。

まず最初に、この男性と女性の家事・育児時間の開きについてなんですけれども、こちらが大分、1時間短縮されてきたというところが答申にも盛り込まれたということで、これは一つの進歩だなというふうに感じております。

その上で、やっぱり男性が家事とか、育児になかなか参画ができないという大きな課題として、長時間労働というのは、今のご発言の中にもありましたし、パブリックコメントの中でも多数見られたところだなというふうに思っております。重複しますので、あまり細かくは言いませんが、僕もこの長時間労働については、やはりもっと言及していくべきではないかなというふうに感じております。

また、育休の取得率についてもかなり上がってきているという中で、長く取れている人たちと、本当に二、三日ぐらいしか取れていない人たちとのギャップというのも、やっぱりまだあるなと感じています。実際、現場の中で、いろんな方々の話を聞いたりしていると、1か月ぐらい取得するという方が男性でも増えてはきているものの、1か月ぐらいの取得ですと、結局、人員の拡充なども行われないうまま、周りがそれを負担して行い、1か月たって戻ってきて、取ったときはいいんですが、問題なのは取得後、戻ってきた後で、そこから、それまでにたまっていた仕事などなどというところで、結局、また元の長時間労働に戻ってしまって、なかなか家庭の中のことがシェアできないんだというような声というのでも聞いたりすることが多くなっております。

ですので、やはり育休を取ればいいということだけではなくて、取得した後の両立をしていくために、働き方であったりとか、長時間労働というところをどう対策していくのかということ、ものすごく大切な視点ではないかと思っております。

そしてもう1点、最後、パブリックコメントの中で、やはり特に目立ったなというふうに個人的に感じましたのが、男性への支援というところなんです。女性支援みたいなのところというのはかなり盛り込まれてはいる一方で、男性の課題みたいなのところが置き去りにされているのではないかという声はかなり目立って目についてきたなというふうに感

じております。

ですので、ここの部分、やはり男女平等というふうに言っておりますので、女性の課題の解消は、もちろんこのまま続けていくべきだと思う一方で、男性側がどのような課題を感じていたりとか、ニーズを感じているのかというところの掘下げというの、もっと必要になってくるのかなということを感じております。

例えば、女性活躍という視点で、女性がもっと外で働けるようにとか、あとは、男性ももっと家事・育児をやるようにということが語られると思うんですけども、これが、ただ女性活躍という文脈一方からのみ語られると、男性の中には、自分も頑張っているのに、さらに家の中のことまでやらなくちゃいけない、やれ、やれというふうに言われてつらいというふうに捉えられる男性たちというのものもあるなということ、現場の声を聞いていてもすごく感じるなと思います。

その中で、男性が家庭に携わるメリットは一体何なんだろうなというところで、例えば、男性のウェルビーイングの視点であったりとか、男性自身が家庭に居場所を持つことの大切さであったりとか、それが、ひいては自分らしく生きるということにもつながってくるのだよということをもっと大きくうたっていかないと、男性の中には、やはり、やれ、やれと言われてばかりで、すごくつらいという、そこにつらさを感じてしまうという方もいらっしゃるのではないかなというふうに感じました。

僕からは、以上になります。ありがとうございます。

○清水会長 三木委員、ありがとうございます。重ねての長時間労働に関する言及であったり、また、育休を取ればいいということではないというのは、全くおっしゃるとおりかと思えます。

最後におっしゃった男性側の目線というか、そういうものと一緒に議論していく必要性というのは、恐らく今後ますます高まってくると思いますので、これもステージを経ながらということですし、私自身、海外の方と議論していると、よくそういうような、バランスが大事になってくるよねというお話も聞きますので、今後、そういうことにも留意しながら議論していけたらいいなというふうに思っております。ありがとうございます。

佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木（珠）委員 連合東京の佐々木でございます。

様々まとめていただいて、また、皆さん、各委員のご発言に、ああ、そうだなという

ふうに、いろいろとうなずくところが多いところでございます。

まず、男女平等という言葉が古くて新しいといえますか、やっぱりそれぞれみんなの思いが違うんだなど、男女平等という言葉一つにとっても、このパブリックコメントの結果を見ても、受け止め方がみんなそれぞれ違う中で、この東京都が計画をつくるという、国もつくっています、都もつくっています、また、各自治体もつくっている中で、それぞれ、そこをどう区民、都民の意見を考慮しながらつくるのがいかに大変かというのを、ちょっと改めて感じたところでございます。

計画なんかはもう要らないというようなパブコメもありましたが、何で計画をつくらなければいけないのかというところからちゃんと説明をしないと、都民の皆様には分かっていただけないんだなというのと、この計画の立ち位置が、いろんな法律が絡んでくる総合計画だということが、まず分かっていただけていないので、そのつくりをもうちょっと見える化していかないと、多分、全然伝わっていないんだろうなというところが、先ほどもほかの委員の方もおっしゃっていましたが、自分たちはこの中にいるので、すごく分かっている気がしているけれども、一步外の人たちには全然伝わっていないという、要は、我々委員も含めて、自己満足で終わらせてはいけないというところを、改めて肝に銘じながら、次の計画に向けて、もっとより具体のところを、私たちもきちんと見ていかなければいけないなと感じたところでございます。

女性活躍の条例の検討部会にも、私も委員として参画しており、とにかく女性活躍という言葉からのスタートだったんです、その部会自体が。本当にもっと頑張れと言うのかと思いましたが、先ほど三木委員の意見でもありましたが、男性もそう思っているんだということを、女性も男性も関係なく、それぞれ声を出し合っていないと分からないというのは、改めて思ったところです。

ただ、部会としての最終的な落としどころで、みんながそうだよねと思ったのは、女性が働きやすければ男性も働きやすいという、そういういい職場環境になるということ、そこだよねというところでは、みんなそこは納得したところなので、そういった納得感がこの計画でもできるようにしていきたいなというふうには思いました。

あと、性被害の部分なんですけれども、ここ数年、男児も含めて、男の子も性被害に遭うということが大分世の中に出てきました。だから、性被害自体も、男性も女性もなく被害に遭っていること、被害に遭っている人の声が小さいので、なかなか拾えていないけれども、ちゃんと拾っていかなければいけない、それに対しての対策をしていかな

きやいけないと、そういう声がだんだん大きくなってきて、昔に比べたら大分声が大きくなってきてるんだと思います。

そういうところをきちんと拾いながら、DVの、先ほどの配偶者暴力の力の支配の部分であるとか、そこもやっぱり皆さん、どこかで思い込みがあって、夫から妻への暴力とか、女性のほうが力が弱いから被害者に……、だから、被害者は女性なんだという思い込みというところもあるので、そういったいろんな思い込み、それこそ、昔はランドセルは男の子は黒で、女の子が赤だったというところから、この数年でいろんなカラーバリエーションが、あっという間に広がったじゃないですか。

ああいう形で、我々が思っている思い込みをどんどん変えていくことを、やっぱり意識操作ではなくて、これは思い込んでいたことなんだということに気がつくことというのにも必要だだと思いますので、これからもいろんな話合いをしていくことが必要なんだと思っていますし、話合いをきちんとまた広く都民の皆様に分かるように発信していくこと、これも必要だと思いますので、事務方は大変だと思いますが、ぜひこれからもそういった双方向のやり取りも続けていただければと思いました。

すみません、感想になりますが、以上です。

○清水会長 ありがとうございます。全くおっしゃるとおりで、先ほど来、出ていますけれども、我々がある意味で思い込んでるといえるか、当然だと思っていたことを、いかに分かりやすく、しっかりと説明していくかということを経験しながらやっていきたいというふうに思っております。ありがとうございました。

石倉委員、お願いいたします。

○石倉委員 今日皆さん、ありがとうございました。山田進太郎D&I財団の石倉と申します。1個、感想と、1個、ご要望というか、お話をさせていただければと思います。

一つ目は、今までもいろんな委員の方からお話がありましたけれども、女性にとって働きやすい職場は、男性にとっても働きやすい職場なんだということですね。これは、我々のように、ジェンダーギャップを解消するとか、男女共同参画の社会をどうつくるかと考えている人からすると、知識があったり、自分で勉強している人からすると、そうだよという話になるかもしれないですけども、一般的に見ると、女性にとって働きやすい職場というのが、男性にとっても働きやすい職場というのは、実は何かあまり一致していないんじゃないかなというような感想を持っています。

なので、もしかしたら、具体的なイメージみたいなものが都民にとって見られるよう

にするというのは、非常に重要なんじゃないかと。例えば、残業がなくなるとか、サービス残業がなくなります、それでちゃんと賃金は上がっていきます、無理に飲み会に強制されません、柔軟な働き方とか、リモートワークすることも全然できますみたいなことができますとなったときに、それは自分にとってもいいじゃんというふうに感じることは、結構、具体案によってイメージが出てくると思うんですね。

今、都民の方にとってみても、女性にとって働きやすい職場というのは、多分、人それぞれ恐らく違う。逆に男性の権利を何かちょっと抑圧してまで、女性の権利を上げていくみたいなことを思っているみたいなことも、人によってはいると思うんですよ。ということ考えたときに、目指している具体的な姿を、こういう感じになるんだというのをできると、もっとイメージができるんじゃないかなというふうに思いましたというのが1個目、感想です。

もう一個目、要望というか、答申案のところとややずれるかもしれませんが、個人的には、パブリックコメントでも何件か言及がありましたが、EBPMというか、データとか、ファクトに基づいて政策議論していくとか、施策に関して効果を見ていくのは非常に重要だと思っています。

例えば、こういった労働所得とか、進路選択とか、人生の岐路に立っていたりとか、女性の権利みたいなものというのは、非常に個人の思いとか、今までやってきたエピソードみたいなのが非常に強くなると思うんですね。なんですけれども、本当にそれが証拠としてどうなのかとか、施策の効果があつたかというのは、税金も使っていくわけですから、非常に重要なんだと思っています。

我々の財団はSTEM分野に進む女性をどう増やすかとか、STEM分野のジェンダーギャップを解消するという仕事をしていますけれども、例えば、2026年、最近、大和総研さんが出されたレポートだと、何か両親が理数系に対して持っている男女のステレオタイプ、例えば、男性は理系ぽくて、女性は文系だというふうに思っているステレオタイプというのは、実は女子生徒のSTEM進学の実績に影響しないというレポートが出ているんです。むしろ、これは男性に影響していますというのが出ていたりとかしますし、我々、奨学金を女性の高校生向けに給付していますけれども、年間で7,000人ぐらいの方の応募があるんですね。そこでは、実は、理数系に進学することを、両親とか、先生とかから反対されていますという女子は何と1.3%しかいない。

つまり、親が反対しているんじゃないかと、先生が反対しているんじゃないかとい

うのも僕らの思い込みで、実際はそうでもないし、それが女子生徒のSTEM進学に影響を与えているかという、明確に影響を与えているという研究は、実はほとんどないんですね。

なので、じゃあ、それがジェンダーバイアスはあるでしょう、ステレオタイプもあるでしょう、ただ、それが本当にSTEM進学とか、そういったものに影響しているかと言われると、また別ということがあつたりすると思います。

一方で、STEM分野においては、女性のロールモデル、社会で働いている人との接触とか、お母さんがSTEM分野で働いているとか、クラスの中の理系を目指す女性の比率が高いということ自体が、実はSTEM分野に進む女性の比率を増やすという研究が世界中のいろんなところで起きていたりしていますし、日本でも同じような結果が見えていたりするというのがあります。

なので、もう今、いろんな研究もそうですし、東京都であれば、いろんなデータも取れていくと思いますので、本当にやった結果が、どうやってこの男女共同参画とか、男女平等参画というところにつながっていったのかみたいなことの因果関係とか、そういった分析というのは、確実にやっていただきたいというふうに思いますし、それを踏まえて、ある程度、ファクトとか、データとかというものに基づいて、イデオロギーの議論にしないというのは、非常に重要なテーマなんじゃないかなというふうに思っています。以上です。

○清水会長 石倉委員、ありがとうございます。これまでの総会でもやはりファクトをしっかりと押さえて分析して、背景、因果関係を考えていきたいというのは、度々議論させていただいていますので、そういった方向で、今後ともやっていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○江崎委員 もう1点だけ。

○清水会長 江崎委員、どうぞ。

○江崎委員 度々すみません、江崎と申します。

先ほどの発言で、今、ジェンダーギャップとか、様々な世界的な指標を注視して、そこに追いつこうというふうにはしているんですが、日本というのは、世界の中で一番、持続可能に、世界一歴史があるというか、2,686年続いてきた国なので、海外のいいところを取り入れるというのはもちろん分かるんですけども、それに捕らわれ過ぎて、日本のよさというものを、見失いがちなんじゃないかなというところを私たちは思っ

いまして、世界の中で、どこの国よりも持続してきた国が我が国日本でありますし、このジェンダーギャップとか、それが達成された先に、じゃあ、女性が幸せなのかと、この数値を達成することが目標になっていないかというところをしっかりと捉えていただいて、じゃあ、この数値が幾つになったら、女性は幸福度が上がっているのかと。その先に働く女性がどうなっているのか、あるいは、働くお母さんが進出したことによって、その子供が幸せなのかとか、トータルな面で見なければいけないのではないかなというふうに思っておりますので、そここのところだけ、ちょっと付け加えさせていただきます。

○清水会長 ありがとうございます。

まだご発言されてない方で、ご希望の方は。フロアの方は皆さん、発言されましたね。オンラインの方ではいかがでしょうか。

○平澤男女平等参画課長 清水会長、本日ご欠席されている方のご意見を。

○清水会長 そうですね、はい、お願いします。

○平澤男女平等参画課長 ご意見をお預かりしているところを紹介させていただきます。

まず、お一人目が、特定非営利活動法人全国女性会館協議会の代表理事納米委員のご意見でございます。

まず、第1章の東京都の男女平等参画の現状と課題の部分で、ページ数としては4ページの部分になるんですけども、ここの中で生成AIに触れている部分の記載がございます。

この技術革新というところに関しまして、業務の生産性を飛躍的に向上させるというところは、これは前向きに評価できるというところではございますが、技術革新に関しては、プラスの面と同時にマイナスの面の影響も考えられる。

マイナスの影響としては、女性はAIにより、労働代替性による影響を受ける可能性が男性よりも高いこと。また、AIが既存のジェンダーバイアスを取り込んで、拡大再生産をしてしまうリスクがあるということ。デジタル化の進展によってコミュニケーションツールが変化して、SNSへの性的画像の拡散やICTを悪用した暴力やストーキングなどが発生している、こういったことも挙げられるというところで、社会の変化として、技術革新に言及する際には、プラスの面とマイナスの面についても言及する必要があるというところが一つ目の意見でございます。

二つ目の意見が、第3章の次期総合計画に盛り込む政策の方向性の1項ですね、10

ページの部分でございます。

ライフイベントやライフステージに応じた様々な支援というところに関しまして、単独世帯が増加しているというところもございまして、結婚しないライフコースを選択する人も増えてきているというところで、結婚して家族を形成するというライフコースを選択しない都民を視野に入れた支援なども考慮していただきたいという要望の意見をいただいております。

最後、三つ目のご意見がございますが、これは12ページでございます。配偶者暴力に関する部分でございますが、加害がなくならなければ、被害はなくせないというところで、加害者へのアプローチの必要性について記載をしてくださいというところで、SNSやICTを悪用した暴力への対応の必要性というところを、こちらにも記載していただきたいといったご意見を頂戴しております。

以上が、納米委員からの意見でございます。

もうお一人、大島町長である坂上委員からのご意見、3点、お預かりしております。

1点目が、全体に関わる部分でございますが、パブリックコメントの中では、男性への配慮や女性への支援など、特定の性についての言及があったようであるが、男女平等参画ということを考えると、特定の性というよりは、男女ともにといった大きな観点が重要であると考えるところが1点目でございます。

また、2点目、東京ウィメンズプラザの機能強化に関する意見でございますが、区市町村との連携という点に関して期待しているというところで、そういった連携を生かしたような施策を、今後、具体化していく必要があると考えますというのが2点目の意見でございます。

最後に、12ページの部分の配偶者暴力対策に関しての意見でございますが、やはり被害が深刻なところがあるので、答申案に記載していただいているような、切れ目のない支援というものが非常に重要だと考えるという意見でございます。

以上が、大島町長からの意見でございます。

○清水会長 ご紹介をありがとうございました。いずれも非常に重要なポイントだと思います。

オンラインの根本委員、お願いいたします。

○根本委員 東京経営者協会専務理事の根本でございます。

お時間にも余裕があったので、手を挙げさせていただきましたがけれども、まずもって、

答申案の作成にご尽力いただきました委員の皆様と事務局の皆様に、心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

答申案が答申として提出されるということを前提に、コメントを3点ほど申し上げたいというふうに思っております。

まず、先ほどもコメントがありましたけれども、4ページ目、男性と女性の家事・育児関連時間の差が縮まってきているということにつきましては、非常に喜ばしい傾向でございます。意義深い前進であるというふうに考えます。

こうした流れをしっかりと継続することが必要なのですが、どのような施策がどういう効果を上げるのかということが重要でございます。これまでの様々な取組の成果と課題、これを丁寧に検証いたしまして、これも先ほどコメントがございましたけれども、エビデンスに基づいた政策形成、これをぜひ一層、推進していただきたいというのが1点目のコメントでございます。

それから、2点目、長時間労働についてのお話について、コメントが幾つかございました。こちらは、今回のこの審議会に課された課題のみならず、ほかの分野の課題にも非常に多く絡んでくる課題かと思っております。

経営者サイドの意見を聞いても、生産性向上に向けた課題として非常に重要になりますし、近年の個人の尊重でございますとか、多様な働き方をしていただくような環境を整備する、さらには、社員のエンゲージメント向上、あるいは、社員そのもののモチベーションを決して失わせないような形で労働環境を整備していくということが非常に重要でございます。長時間労働の解消に向けた方向性は重要でございます。一方で、解消に向けたツールをどのように用意するのか、また、従業員の皆様に、先ほどAIのお話で失われる職というお話も、コメントもございましたけれども、そういった際のリスクに対する働く皆さんの意識改革をどういうふうに醸成していくかを含めて、様々な取組を一括して行わないとなかなか解消しないため、今回の課題の側面からのみ検討する課題ではないのかなという気がいたしました。

3点目でございますけれども、今般制定されました女性活躍推進条例についてでございます。こちら、ちょうど雇均法の40年、あるいは女活法の10年という節目の年に施行される東京都の先駆的な取組となります。

先駆的な取組は当然、大変注目されることとなりますので、多様な人材が持てる能力を最大限に発揮できる、そういう社会が実現する、そういうところに向けて、東京都が

講じる施策の成果に、私どもとしても大いに期待をしておりますし、条例に定められた課題、責務につきましては、経営者団体としても最大限、取り組んでまいりたいと考えております。私からは、以上でございます。

○清水会長 ありがとうございます。ご指摘のように、長時間労働に関する問題意識は、我々は度々議論していますけれども、おっしゃるようにツール、どういうものが有効なのかというのは多角的に検討していく必要があるかなというふうに思います。ありがとうございます。

佐光専門委員、お願いいたします。

○佐光専門委員 コミュニティ・ネットワーク・ウェブの佐光正子と申します。

先ほど、藤森委員から、大切な七つの柱を基にご説明いただき、大切な視点を示していただきました。今、私ども民間の団体として、さらに望み、希望を少し述べさせていただきます。

既存の制度・枠組によって支援にたどり着けない、または制度のはざまに落ち込んで必要な支援にたどり着けない人を生まないために、枠組を超えた横つながりの連携、これが大変重要なものであると考えております。

先ほどの切れ目ない支援体制の整備というところがありましたように、中長期的な支援の必要性やトラウマインフォームドケアの視点が大変重要で大切なことと考えております。

私たちの周囲を見ておりますと、多様な重なり合った困難を抱える方々が、特にハイリスクな若年女性の問題として、かなり浮き上がっております。これは若年の女性だけに限らず、男子も含めてですが、若い世代への、子どもたちへの影響が非常に深刻な状況として、現実的な問題として浮かび上がっております。

ですので、私ども民間団体は、対等な官民連携のパートナーとして、自分たちの身の回りでできること、そして、つながりの隙間を埋めるための役割を強みとして使えるように尽力していきたいと考えております。

それには、やはり現実の声と当事者の声をとにかく取り上げていただきたいと思っております。具体的な調査ですとか、現状を把握することによって、現実に即したものになっていくことを望んでおります。

以上、改めてお伝えしたいと思いました。ありがとうございます。

○清水会長 ありがとうございます。いろいろなつながりを強めていく中でも、その隙間

を埋める努力をしていただいているというのは、本当にありがとうございます。引き続き、よろしく願いいたします。

ほかにご意見のある方、お願いいたします。

櫻井さん、お願いいたします。

○櫻井委員 すみません、3点、お話しできたらと思いました。

今まで皆さんのお話を伺っていて思ったのが、パブリックコメントの内容も踏まえてなんですけれども、まず、1点目が、なぜジェンダー平等、ジェンダーギャップに取り組むべきなのかというところを、「第1章 東京都の男女平等参画の現状と課題」に、もう一段、分かりやすい形で説明、追記があるとよいかというふうに思いました。

新しく入った言葉に、固定的性別役割分担というところがありますけれども、やはり日本は、高度経済成長期に強化された固定的性別役割分担の意識だったり、制度だったり、を十分に見直さないまま現在に至っているというのがあって、その結果、ジェンダーギャップの拡大ですとか、経済低迷とか、少子化、人材不足など、そういった悪影響というのが、今、起こっていると思うんですけれども、その部分がつながっていないと、何でこの男女平等が必要なのかというふうに多分思われてしまうというところがあるので、その背景をもうちょっときちんと書けるようであれば、書いていくというのが大事かなというふうに思いました。

第6次男女共同参画基本計画の、第1部基本的な方針を見ていただくと、いろんな観点から、なぜ取り組むべきなのかというのが細かく書いてあります。それを全部書くと、内容がたくさん、多岐にわたってしまうので、そこからかいつまんでなのか、一部でいいと思うんですけれども、この男女平等というのは理念ではなくて、社会の持続可能性に直結する課題であるという視点を明確に入れると、より説得力が増すのかなというふうに思いました。

2点目が、私も部会でお話ししていたんですけれども、納米委員が先ほどおっしゃっていましたが、デジタル空間での性暴力の言及はやはり必要だと思います。

特に世界的にもそうですけど、日本の若い人を取り巻く状況として、非常に課題に今挙がっています。第6次計画でも挙がっておりますし、こども家庭庁などでも、やはりこういったところの対策はしっかりしていこうというのが、今、議論されているところでもあります。

やはり東京都に住む方、特に若い人は、こういったデジタルへのアクセスですとか、

様々なより悪い方向の影響も少なからずあるのではないかなというふうに思いますので、しっかりこういったところを一文追加していく必要はあるのではないかと思います。

もう1点が、無意識の思い込み、固定的性別役割分担意識のところ、⑥の、6ページのところなんですけれども、ここに、「性別に関する無意識の思い込み」というふうにあります、⑦、これを見ても、上の、ちょっと「進路選択」と内容があまり変わらないんじゃないかなというふうな印象も正直受けました。

なので、進路に限定せず、例えばこれを若い人に対して言ってるのであれば、学校内での隠れたカリキュラムの話ですとか、日常における性別役割分担のところ、ちょっと書いてありますけど、東京都が行った調査の職業の、男らしいと思う職業、女らしいと思う職業のところを見ても、あれはまさに思い込みがあって、これは女性の仕事じゃないから、男性の仕事じゃないからというのがはっきり出ているようなものになっていると思うので、もうちょっとこの内容を、進路選択とか、科目に限定しなくてもよいのではないかなというふうに思いました。東京都が持っている調査の中から、こういったものを出されているとは思いますが、ちょっと広めに出してもよいのではないかなと思います。

すみません、最後の点はふわっとした意見になってしまったんですけども、以上です。

○清水会長 櫻井委員、ありがとうございます。最初におっしゃった、これまでの取組とか、歴史とか、背景をしっかりと伝える必要があるなというのは、私自身も、答申書を読みながら、自分でもそう思ったところなので、工夫ができるようであれば、考えていきたいと思えます。

福田委員、お願いいたします。

○福田委員 国立社会保障・人口問題研究所の福田と申します。

今回の答申書の作成につきまして、事務局、委員の先生方、大変お疲れさまでした。

私のほうからは2点、コメントがあるのですが、一つは、パブリックコメントの中でもありましたけれども、男性側に対するケアというのが少し足りないのではないかなという指摘があったということで、事前説明のときに事務局の方にお伺いしたところ、今回、特にそういう意見が、例年よりも増えたというふうなお話をいただきました。

私としましては、今回、答申書に入れるかは別としまして、行動計画等に入れる際に

は、男女共同参画ということで、女性の活躍推進というのはもちろん促進してくということですが、男性側のほうにも目配りをしていること、ある程度見える形で入れ込むということが重要じゃないかなと思います。

これは特に、せつかくの男女共同参画の行動計画というのが、ジェンダーの対立をかえってあおってしまうというようなことにならないように、男性側のほうも、男女平等参画という観点から目配りしていますよということを明示的に示すというのが大事ではないかというふうに思いました。

あともう1点は、非常に些末な点で恐縮なんですけれども、答申案の3ページ目ですね。こちらに(2)ということで、都を取り巻く状況の中で、①人口減少、少子高齢化というところがあるのですが、3ページです。こちら丸の4番目、「少子化に関する指標を見ると」ということで、「出生率は6.3%」とあるのですが、恐らくこちら、出生数を都の総人口で割った、いわゆる普通出生率と言われるものだと思うんですね。出生率という指標そのものはありませんので、正確を期す上では、恐らく普通出生率で、これは6.3%ではなくて、‰。

‰というのは、1,000人当たりの数ということになりまして、%の下の丸が二つになるのですけれども、恐らくこれ、1,000人当たりの数値だということ、正確性を期すという意味で、修正したほうがよかろうというふうに思いました。

同様に、この有配偶出生率に関しましても、74.9%とありますけれども、74.9‰ということで、こちらも1,000人当たりの値の間違いではないかというふうに思われますので、修正したほうがよかろうかと思えます。

すみません、事前説明の際に指摘すればよかったのですけれども、直前にこれを見ておりまして気がつきましたので、指摘させていただきます。私からは以上です。

○清水会長 福田委員、ありがとうございました。男性の側の状況について目配りしているということは、丁寧に書き込んでいく必要があるなというふうに思っております。

松田委員、お願いいたします。

○松田委員 地域の子育てのNPOという立場で、地域のことを発言させていただいてきまして、部会でも発言したので恐縮なんですけれども、やっぱり職業生活のところでの議論はすごく充実していて、地域生活、家庭と仕事ではなくて、地域という形で見たときのバランスであったり、男女を問わず、注目がちょっと弱いなということが感じられていました。

もっと言うと、職業生活と地域生活が、完全に分断されて議論されているような気もして、その横串というか、行ったり来たり、人は同じ人たちのはずなんですけど、顔が違うというか、そういうところのバランス取りとか、ワークライフだけじゃなくて、コミュニティバランスも視野に入れた計画になるといいなというふうに感じています。

以上です。

○清水会長 ありがとうございます。職業と地域のバランスについてのご指摘でした。ありがとうございます。

そのほか、ご意見、コメントをまだされていない方はいらっしゃいますでしょうか。名執委員、お願いいたします。

○名執委員 名執と申します。

私は、男女平等参画部会におりましたので、簡単に要望だけ申し上げたいと思います。

部会の状況は矢島部会長がまとめてくださったとおりですけれども、雇用・就業分野における男女間格差を埋めていくことで、この、男女とも働きやすい職場を阻害しているものを解消していこうというところがすごく大事なんだろうと思います。それは、先ほどからご意見にある長時間労働の問題とか、柔軟な働き方なども認めていくというようなことを含みます。

それからもう一つ、性別に関する無意識の思い込み、これについては、やはり自分の中に無意識の思い込みがないかということを考えたり、気づく機会をつくっていくということは、男女問わず重要であるということです。

例えば、この二つを見ても、目に見えて実感できる方策と、長い間行って徐々に効果が現れてくるようなことと、その両方があるかと思いますが、その辺のバランスを考えながら、もちろん財政的な妥当性も加味しながら、今後、施策の重点の置き方や優先順位ということを考えていく必要があると思いました。

と申し上げるのは、やはり直接的な効果がすぐに期待できるようなことに優先的に取り組むべきだという意見もありましたけれども、また、どうしてもそういう意識が働きがちですが、特に無意識の思い込みの解消などということは、なかなか数値で測りにくかったりする面でもありますが、必要なことであるので、後回しにすることなく取り組むべきだと思いますので、最後にちょっと要望させていただきたいと思いました。以上です。

○清水会長 ありがとうございます。

それでは、お時間も過ぎつつあるところでございますので、皆様、今回も非常に貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。もし、言い足りなかったこと等がありましたら、後日、事務局のほうにメール等でお伝えいただければ、取りまとめた上、また、委員の皆様にも共有させていただきたいと思っております。

最後に、このように答申に関していろいろなご意見をいただきまして、特にこれまでも議論してきましたが、問題を構造的にというか、立体的に、その背景にあるのは何なのかということをしっかり我々としても認識していこうと。さらに言えば、議論がやはり進んでいくと、最近、男性の側の切実な問題というのもより深刻化しているというのを、パブリックコメントを拝見しながら痛切に感じましたので、そのように時間が過ぎていく過程で、それに見合った議論を、時間軸にしっかり乗って、我々もアップデートしていく必要があるなということも、ご意見をいただきながら思ったところです。

また、そもそも論として、我々自身の思い込みというものも極力なくしていく、ないしは、この機会にそれに気づいて、それをないような形で、分かりやすく都民の皆様伝えていくという努力も引き続きやっていきたいと思っております。

皆様のお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、次第の3、その他について、事務局から、平澤課長、お願いいたします。

○平澤男女平等参画課長 それでは、私からその他について説明させていただきます。

まず、資料の6「イベント等での意見聴取について」を説明いたします。

昨年6月以降、東京都で主催する男女平等参画に関するイベント、もしくは、男女平等に関係しないイベントなどでアンケートを実施してまいりました。アンケートでは、イベントの内容に関する事項のほか、男女平等参画に向けて、行政に求める取組などの意見を求めたものでございます。

回答数は、三つ目の丸にございますとおり1,090件、10代から70代までの男女に幅広く意見を頂戴いたしました。

本日は自由記述で、行政に求める取組というものを質問したものについて、一部を紹介させていただきます。なお、今後も様々な機会を通じて意見などを集約しまして、計画改定や施策の立案に活用したいと考えてございます。

イベントの例として、イメージをつけてございます。

左下は、品川女子学院で、男女平等参画に係る特別講座というものを開いて意見をいただきました。中央は、駒沢オリンピック公園におけるスポーツのイベントでございま

す。右側は、ウィメンズプラザで実施した女子中高生向けのイベントで、保護者から意見などを頂戴したものでございます。

では、具体的な内容を次のページから説明いたします。

いただいた意見を分類いたしまして、数の多い順に並べて紹介させていただいております。オレンジ色が実際にあった意見の一部でございます。

最も多かったのが、社会の意識改革や教育に関する意見でございます。社会の固定観念や偏見の是正を求める意見、あるいは、教育現場での啓発活動を求める意見などがございました。

その次に多かったのが、法律や制度、行政の役割に対する意見でございます。法制度の整備や行政の率先した取組を求める意見がございました。

その次、三つ目が家事や育児の支援、家庭と仕事の両立などに関する意見でございます。子育てや介護に関する支援の充実を求める意見などがございました。

その次が、女性のキャリア支援、雇用・就業の環境改善に関する意見でございます。女性のキャリア形成、あるいは、男女間の賃金格差の是正を求める意見などがございました。

一番下が、男女平等の認識に関する意見でございます。性別による登用や採用に関して疑問を呈するような意見があったところでございます。

次のページから、そのほかの意見でございますが、一番上のところでございますように、パブリックコメントでもございましたような男性への配慮という、それが必要であるといった意見がございました。

また、その次、情報発信や広報に関する提案をするような意見。

次は、一番下の女性のトイレに関する意見など、施設に関する意見などがあったところでございます。これは、引き続き意見収集などに取り組んでまいりたいと考えてございます。

続きまして、もう一つの資料、資料7でございます。

資料7では、令和8年度に実施いたします男女平等参画に関連する施策について、今日、少しご紹介させていただきたいと考えております。

東京都の令和8年度の予算案につきましては、1月末に公表いたしまして、これから第1回の定例会で審議される予定となっております。本日は、その予算の中に含まれる男女平等参画関連施策を幾つかご紹介いたします。

今回は、答申案の第3章の次期総合計画に盛り込む政策の方向性の項目ごとに整理をして、ご紹介しております。

まず1ページでございますが、第1項の自ら希望する生き方を選択できる社会を目指してという項に関する事業を紹介してございます。ライフステージに応じた取組ということで、①就業・就職の進路選択拡大に関する事業として、こちらにございますような三つの事業を予定しているところでございます。

次のページでは、ライフステージの次のフェーズでございますが、②結婚・妊娠・出産・育児の支援に関する事業というところで、幾つかの事業を紹介させていただいているところでございます。

3ページ目からは、家庭や地域での活動を支援するということに関しまして、③健康支援・スポーツに関する事業ですね。この下の段のところですが、④地域活動・ボランティアに関する事業というものを紹介させていただいております。

4ページと次の5ページにおきましては、雇用・就業分野における女性活躍の促進に関する事業を紹介してございます。①から⑦に分類いたしまして、各取組というところを紹介しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、6ページでは、第3項の男女平等参画を阻む意識改革や環境整備に関する事業を紹介してございます。

上の段でございますが、こちらは男女平等参画の実現に向けた広報、啓発活動に関連する事業といたしまして、①男女平等参画を阻むアンコンシャス・パイスの払拭に関する四つの事業というところを紹介させていただいております。

下の段では、安心して暮らせる環境づくりに関連する事業といたしまして、②セクシュアルハラスメントの防止というところ。

そして、次のページをお願いいたします。

③の犯罪・迷惑行為（痴漢・盗撮等）への取組といったところ、そして、左下の災害時の対応というところ、そして、右下の社会施設の環境整備に関する事業というところを紹介させていただいております。

最後に、8ページでは、4、配偶者暴力対策の事業を紹介してございます。①から⑥の項目に分類して事業を紹介してございまして、左上の医療関係者向けマニュアル改訂でありますとか、右の中段にございます、DV防止等民間活動支援に関して、新規や拡充の事業というところになってございます。

9 ページ目では、その他の事業といたしまして、①プロモーションの強化といったところの事業を三つというところと、②ウィメンズプラザの機能強化と様々な主体との連携強化に関しまして三つの事業を紹介させていただいております。

非常に雑駁で恐縮ですけれども、資料7の説明は以上でございます。

○清水会長 資料のご説明をありがとうございました。

続いて、今後のスケジュールですかね、久松部長からお願いいたします。

○久松都民活躍支援担当部長 それでは、続きまして、資料8、今後のスケジュールでございます。

本日は様々な意見をいただきありがとうございました。今後の進め方についてご説明いたします。

本日のご議論を踏まえまして、審議会としての答申を作成させていただきます。作成に当たりましては、可能な限り欠席の委員の意見もお伺いしながら、各部会長と調整の上、最終的には、清水会長にご一任をいただきたいと思います。

また、作成いたしました答申につきましては、3月中に清水会長から知事へ答申をお渡ししていただく予定となっております。

東京都では、いただいた答申を踏まえまして、令和8年度中に総合計画の改定を行ってまいります。総合計画の案につきましては、審議会を開催し、ご報告させていただく予定となっております。

総合計画の改定に向けまして、引き続きのご意見、ご指導をよろしくお願いいたします。

○清水会長 久松部長、ありがとうございました。

それでは、今ご説明にありましたように、今後の進め方を再確認させていただきますと、まず、本日の議論、また欠席の委員のご意見を踏まえながら、答申を最終的に作成いたしまして、その間には、部会長様との調整もさせていただきたいというふうに思っております。3月に、知事にお渡しするに当たりましては、最終的には私にご一任をいただければありがたいなというふうに思っております。

これについて、ご意見、特に何かコメント、今、質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○清水会長 ありがとうございます。それでは、この予定で進めさせていただきます。

本日の議題はこれで全て終了いたしました。何かご質問やご意見、今後のことについて、ありますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○清水会長 ありがとうございます。

それでは、最後に、古屋生活文化局長からご挨拶をいただきます。よろしくお願ひします。

○古屋局長 所管局長の古屋留美です。本日はどうもありがとうございました。

現行のこの計画は、今、改めて見返してみたんですけれども、内容が、まず女性活躍推進計画という、コンテンツの大部分がそれになっていまして、女性が外で働くためにはというような施策、それから、それを阻害するような介護ですとか、育児ですとか、そういったことへの支援。それと、そういったことをマインドチェンジしていくというような構成になっているものを、今回、皆様のご議論により、女性だけではなく、男性も女性もともに、そして、仕事という場だけではなく、自分らしく生きていくという、生活にも目を向けるというような、広がりのある計画にたどり着きそうになっていることに、非常に進捗を感じて、また、皆様方の幅広い議論が、これから男女ともに自分らしく希望するように生きていく方向を計画としてつくっていける非常に大きな支えになると思って、局長として非常に感謝しております。ありがとうございました。

私は、最初の、この初回のときに、幾つかご挨拶として約束させていただいたことがございます。それは、一つは、オープンにしながら計画をつくっていくというところでございます。先ほど担当からご説明申し上げましたけれども、今回、こういうパブコメはあまり来ないのが多いところでございますけど、それにしても、かなりたくさんご意見をいただいて、委員の皆様の中には、パブコメをたくさんいただけるように、ご自分のフィールドで働きかけてくださった方もいらっしゃいます。どうもありがとうございます。

それ以外にも、今回、新しい取組として、この計画の立てつけの中で、イベントとして計画を説明したりして、幅広い層の、こういう計画だと女性の意見というのが多いですけれども、男性も含めて、10代から70代までの方々の幅広い意見を頂戴して、いろいろな意見が出たことを非常にうれしく思っております。

私自身も大学でゼミの一つのコマとして、この計画も含むいろいろなこととお話しさせていただいたときに、学生の皆さんから、例えば、妊娠したら、女性の、自分のキャ

リアが停滞してしまうんじゃないかというような意見もありましたし、男性への情報提供をもっともっと対策すべきだというようなご意見もいただいたりしまして、非常に都民の皆さんは、もちろん委員の皆様のご意見が非常にいろいろなところを代表されているんですが、こういう幅広い意見を取りながら、そして、またそれをオープンにしながら議論を進めていくという、非常に新しいやり方がうまくいったかなと思ってうれしく思っております。

また、先ほど、来年度の事業についてご説明させていただきましたけれども、こういう計画は、大体できてから予算要求を始めるというところを、部会の皆様の議論の進捗を、新規の事業や事業の拡充のデータとして扱わせていただいて、計画ができたと同時に新しい事業ができていくという、そこも新しいところかなと思っておりまして、それができたのも非常によかったなと思っておりまして、例えば、女性の就業分野、雇用といったところでの環境改善するような事業も建てつけられておりますけれども、私どもの局の中で女性活躍大賞というのがありまして、それは大体、企業でバリバリ働いているような方、そういった活動をフィーチャーするというのが多いんですが、そこを拡充して、地域や、先ほども委員の皆さんのご意見にもありましたけど、子育てですとか、地元で頑張っている方も対象にしようというふうに、活動の対象範囲を拡大したりですとか、いろいろな男性にフィーチャーするような事業も新規に建てつけることができました。

こういったことでいろいろな、例えば、特に男性については、議論の進路とか、幅広さということに課題があるとしても、男性も女性もともに自分らしく生きていくというところに、大きな課題に向けては、非常に支えになる答申をいただけそうだというふうにうれしく思っております。

いずれにしましても、これからもまた取りまとめに向けて、事務局からお世話になると思いますが、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。改めて感謝申し上げます。

○清水会長 古屋局長、どうもありがとうございました。いつもどおりにモメンタムを喚起させるコメントをいただきましたので、今後とも答申を生かす形で進めていっていただきたいというふうに思っております。

それでは、これをもちまして、東京都男女平等参画審議会第3回総会を閉会いたします。長時間にわたり、ご協力をありがとうございました。

(午後2時54分 閉会)